

第 2 回 河川堤防植生管理検討委員会 議事概要

開催日時：平成 27 年 6 月 8 日（月） 13：00～16：40

開催場所：大仙市 仙北ふれあい文化センター

出席者：委員 秋田自然史研究会 幹事 沖田 貞敏

秋田県農業試験場 生産環境部 主任研究員 佐山 玲

秋田県立大学 生物資源学部 客員教授 杉山 秀樹

※欠席：秋田工業高等専門学校 環境都市工学科 教授 佐藤 悟

技術指導アドバイザー (株)シビル設計 秋田支店長 菅原 信雄

事務局 東北地方整備局 河川部 河川保全管理官 柴田 富士男

湯沢河川国道事務所 事務所長 平野 明德

湯沢河川国道事務所 副所長 佐藤 徳男

湯沢河川国道事務所 河川管理課長 長谷川 優人 他 6名

(敬称略)

(事務局説明を除く、質疑応答について記載)

1. 現地視察

視察場所：試験地 B 及び先行試験地

(委員)

- ・イタドリの繁茂状況は良く分かったが、堤防下部にはヤナギやニセアカシアが自生している。これらの自生箇所へもイタドリは影響するのか。

(事務局)

- ・イタドリの繁茂には日当たりの問題もあるようであり、日陰ではイタドリの生育に支障が出るようである。そのため、これらの樹木が無くなると更にイタドリが繁茂する可能性もある。

(委員)

- ・調査を行う際には、実施者の技術レベルが重要となるため気をつけて頂きたい。

(事務局)

- ・了解した。

(委員)

- ・手入れをしないとイタドリの密度は増すのか。

(事務局)

- ・密度はこれ以上増すことは無いと思われるが、領域は拡大する。

(委員)

- ・注水器を使用した対策を実現する場合、機械の性能を考慮すると若いイタドリが出た段階で対処するなど対応が必要ではないか。また、イタドリが自生していない所、自生して 1 年後、密集している所など、フェーズを分けて調査するのもよいと考える。

2. 第2回委員会議事

議事内容

- ・第1回委員会での議事概要の説明（委員指摘事項への対応について）
- ・イタドリ対策の試験、調査計画について

（委員）

- ・調査モニタリングにて、除草剤の残留調査を行うようだが、安全性も何らかの形で保障する必要はないのか。

（事務局）

- ・本試験で使用するグリホサート系除草剤は、既に除草剤として使用されており、メーカーが除草剤の登録をする際に様々な安全性を確認している。そのため、安全性はクリアしていることを前提に使い方の部分の検証を行いたいと考えている。

（委員）

- ・安全性が確認されているのであれば、なぜ水質調査と土壌調査を行うのか。これは安全確認のためではないのか。

（委員）

- ・事務局からの説明によれば、この除草剤は、非農耕地であれば使用できるという前提で進めるもので、土壌・水質分析を行う理由は、河川が近い堤防で使うということで、事務所として念には念を入れて、できる範囲内でデータを取り、確認はしておきたいということと理解している。

（事務局）

- ・今回は薬剤注入によるため、散布と違い周りには拡散しないということを検証するものである。
- ・残留除草剤の拡散範囲や量を把握し、川まで流れて行く可能性があれば、次の段階で検証など何らかの対応が必要と考えている。

（委員）

- ・最終的にはマニュアルを作成し、その使い方だと思われるが、イタドリの生育状況は密度や太さ、パッチ状など状況が異なっている。作成する際には留意をお願いする。

（事務局）

- ・了解した。

（委員）

- ・今回の注入は農薬登録上塗布に当たるという理解でよいか。メーカーでそう判断できるということか。

（事務局）

- ・今回の使用方法をメーカーに説明した結果、得られた回答である。

（委員）

- ・費用が掛かる上にメーカーの協力も必要となるが、堤防でのイタドリ対策について、農薬登録を取ることも考えられる。

（事務局）

- ・メーカーに問い合わせたところ、堤防での使用はできるので、メーカーとしては農薬登録をする考えはないとの回答を得ている。

(委員)

- ・注入前の除草剤の確認について、分析は0番区だけでも問題は無いと思われるものの、本日の視察で周りが農耕地であること、試験前に農薬が確認されないという確証もないこと、分析結果次第では再調査が必要となることから、他の番区もサンプリングだけは行っておき、凍結保存しておいてもらいたい。その際、保存安定性試験も行う必要がある。

(事務局)

- ・検討する。

(委員)

- ・土壌の定量下限値は0.01ppm、水質の定量下限値は0.001ppmとして頂きたい。
- ・土壌のサンプリング量は1点当たり200g~300gは欲しい。

(事務局)

- ・了解した。

(事務局)

- ・作物残留試験（腐食根茎の残留試験）は難しいので、実施する際には委員にアドバイスを頂きたい。

(委員)

- ・了解した。

(事務局)

- ・今回の試験は分析検体数も多くなるが、予算的な制約もあるので、改めて相談したい。

(委員)

- ・了解した。価格、検体数を勘案し、有効な結果が出る最低限の方策について考えていきたい。

(委員)

- ・除草剤の注入後にメール等で連絡を頂くことは出来るか。注入後の変化を目視にて確認したい。

(事務局)

- ・了解した。除草剤注入後に全ての委員に連絡する。
- ・計画では、除草剤注入後10日ぐらいして枯れ始めてから刈り取ることとしている。これは、通常の除草と同じ状況とし、その後の植生の復元状況や遷移状況を確認するためである。
- ・経過観察用に除草剤を注入したイタドリを刈り取らず一部残すこととする。

(委員)

- ・除草剤を注入した際に、注入したことが確認できるよう、除草剤に色素を入れ観察することは出来ないか。

(事務局)

- ・当該除草剤は、葉へ塗布しても効果が表れるため、色素を入れてまでの確認は考えていない。

(委員)

- ・土壌を採取した後の穴は、どのように処理するのか。

(事務局)

- ・汚染されていない粘土等で埋めることとしている。

(事務局)

- ・設立趣意、委員会規約は承認いただけるか。

(全委員)

- ・了承する。

以上